

株式会社オウチーノ

計算書類等

第15期（自 2017 年1 月1 日 至 2017 年12 月31 日）

第15期 事業報告

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「すまいを変えて、暮らしを豊かに。もっと。」を企業ミッションとして、住まい探しをする生活消費者に向けた住宅・不動産関連ポータル事業を行っております。ユーザーファーストを徹底し、また、住宅・不動産業界の情報格差をなくすことで、ユーザーが住まいの売買を快適に行えるポータルサイトの運営を目指しております。

また、2017年5月1日付で、富裕層向け物件仲介・コンシェルジュサービスを行う株式会社Seven Signatures International（以下、「SSI」といいます。）を株式交換により完全子会社化し、富裕層向けコンサルティング事業を開始いたしました。

一方、経営リソースを集約し、注力分野を強化するため、当社における既存事業のうち「インターネット広告代理事業」、「医療サイト事業」及び「投資用海外不動産セミナー事業」につきまして、各々、廃止、会社分割（簡易吸収分割）、事業譲渡を行いました。並びに、廃止予定とした「プロパティ事業」につきましても、前連結会計年度までに取得した販売用不動産の売却を完了し、事業を終了いたしました。

2017年4月の経営方針変更後、当社は、当連結会計年度を事業再構築期間と位置付けており、エンジニアを中心とした人材採用などの先行投資が発生いたしました。なお、事業進捗は計画通りであり、事業面では公表した業績予想を上回る着地となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,296,728千円（前連結会計年度比16.9%増）、営業損失は315,267千円（前連結会計年度は営業損失123,470千円）、経常損失は312,552千円（前連結会計年度は経常損失132,180千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は286,910千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失384,078千円）となりました。SSI及びその子会社（以下、「SSグループ」といいます。）については、みなし取得日を2017年6月30日としているため、2017年7月1日以降の四半期損益計算書を連結しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は26,998千円であり、主なものは東京本社移転に伴うオフィス設備工事に係る支出15,901千円、社内利用のパソコンに係る支出5,007千円、SSIにおけるコーポレートサイト改修に係る支出2,425千円等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使に伴う増資により19,308千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2017年5月1日付で、医療サイト事業を会社分割（簡易吸収分割）により、株式会社アイフラッグに継承いたしました。

また、2017年10月31日付で、投資用海外不動産のセミナー事業を福岡範洋氏に事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2017年5月1日付で、株式会社Seven Signatures Internationalを株式交換により完全子会社化いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2017年4月の経営方針変更以降、事業の再構築に取り組み、早期の収益性向上を目指しております。

上記を踏まえ、当社の対処すべき課題として、以下の点に積極的に取り組んでまいります。

① ユーザーファーストの徹底

当社グループは、「ユーザーファースト」の徹底を目指してまいります。

住宅・不動産関連ポータル事業におきましては、ユーザーにとって最適なサービス及び新機能の開発や、コンテンツを通じた住宅・暮らしに関する情報格差の解消等により、ユーザーにとって不動産取引をより身近に感じられるサービス作りを行ってまいります。

SSグループが行う富裕層向けコンサルティング事業におきましても、当該事業のユーザーである富裕層のお客様の需要を、適切・適宜に汲み取ることを徹底してまいります。

② 収益性の改善

当社グループは、事業の再構築により収益力を強化すると同時に、新サービスの開発による収益源の多様化を目指すことで、営業損益黒字化の早期実現に努めてまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

法令及び業界自主規制を遵守し、企業としての社会的責任を果たすため、管理体制の整備を図るとともに、当社グループ役職員への教育を徹底し、コンプライアンス体制の充実に努めてまいります。

④ 人材確保

当社グループが将来に向けて成長を続けていくうえで、必要な人材を十分かつタイムリーに確保していくことが重要であると考えております。エンジニア・デザイナーを中心に、専門分野の高い技能を有する人材の採用を積極的に行ってまいります。

(7) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期別	第12期 2014年12月期	第13期 2015年12月期	第14期 2016年12月期	第15期 (当連結会計年度) 2017年12月期
売 上 高 (千円)	—	1,522,332	1,108,920	1,296,728
経常利益または経常損失 (△) (千円)	—	7,468	△132,180	△312,552
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△) (千円)	—	△27,750	△384,078	△286,910
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△23.35	△305.07	△121.42
総 資 産 (千円)	—	1,302,759	1,767,481	1,592,893
純 資 産 (千円)	—	798,869	1,329,976	1,214,856

(注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ス ペ ー ス マ ゼ ラ ン	100,000千円	100.0%	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定ほか
株式会社Seven Signatures International	100,000千円	100.0%	不動産の仲介、管理、不動産に関するコンサルタント業ほか

(注) 株式会社Seven Signatures Internationalは、2017年5月1日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2017年12月31日現在)

当社グループは、住宅・不動産関連ポータル事業及び富裕層向けコンサルティング事業を主な事業とし、併せてこれに附帯する一切の事業を営んでおります。

(10) 主要な営業所（2017年12月31日現在）

当 社	本 社	東京都港区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
子会社	株式会社スペースマゼラン	東京都港区
	株式会社Seven Signatures International	東京都港区

(11) 従業員の状況（2017年12月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
80名	25名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含みます。

2. 従業員数が25名増加しておりますが、㈱Seven Signatures Internationalを子会社化したこと及び当社にて事業再構築のための人員採用を積極的に行ったためであります。

(12) 主要な借入先（2017年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	74,994

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では、当社は事業の再構築に取り組んでいるため、当面は内部留保に努め、事業への投資資金の確保を優先しております。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社㈱Seven Signatures International（以下、「SSI」といいます。）に対し、クレインズ・アセット・ホールディングス株式会社より訴訟の提起を受けております。

当該訴訟は、2011年7月に原告と米国人であるデベロッパーとの間で締結した分譲居室に係る売買契約に関して、中野陽一郎氏（SSIの代表取締役でもあります。）及びSSI他2社（SSI以外は当社との資本関係はありません。）に対し、損害賠償を求める訴えを提起したもので、東京地方裁判所に係属中です。

2. 会社の株式に関する事項（2017年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,276,400株
- (2) 発行済株式の総数 2,382,580株
- (3) 当事業年度末の株主数 1,124名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(株)	(%)
穂 田 誉 輝	1,332,000	55.9
渡 邊 一 生	75,700	3.2
株式会社S B I 証券	36,500	1.5
株式会社シスキー	33,000	1.4
日本証券金融株式会社	28,200	1.2
堀 口 育 代	25,000	1.0
林 展 宏	25,000	1.0
菅 間 淳	25,000	1.0
松井証券株式会社	23,200	1.0
土 屋 博 之	21,600	0.9

（注）持株比率は自己株式45株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第5回新株予約権
株主総会の決議	2012年10月4日
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	無償
行使価額	1,375円
新株予約権の数	104個
目的となる株式の数	10,400株
権利確定条件	①新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から1年間が経過していることを要する。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 ③その他の条件については、当社と各割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
行使期間	自2014年10月5日 至2022年10月4日
取締役	1名
社外取締役	一名
監査役	一名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気を高めることを目的として、一定の業績条件の達成を行使条件とする有償の新株予約権を発行することを2017年8月10日及び同月29日に決議し、下記の割当日に割り当てております。

	第6回新株予約権
割 当 日	2017年9月15日
目的となる株式の種類	普通株式
発 行 価 額	1個当たり20円
行 使 価 額	2,445円
新 株 予 約 権 の 数	25,200個
目的となる株式の数	25,200株
権 利 確 定 条 件	①新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、下記(a)、(b) または (c) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 (a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが3億円超である場合 行使可能割合：10% (b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが6億円超である場合 行使可能割合：60% (c) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが10億円超である場合 行使可能割合：100% 上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
行 使 期 間	自2019年4月1日 至2025年9月14日
当 社 取 締 役	4名
当 社 従 業 員	39名
当 社 子 会 社 取 締 役	1名
当 社 子 会 社 従 業 員	8名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀 口 育 代	代表取締役社長	
穂 田 誉 輝	取締役会長	株式会社みんなのウェディング 取締役会長 株式会社LITALICO 取締役（監査等委員）
竹 内 徳	取締役	
菅 間 淳	取締役	
林 展 宏	取締役	
田 丸 正 敏	常勤監査役	
飯 島 一 郎	監査役	株式会社叶光 代表取締役 叶光創研株式会社 代表取締役 株式会社夢飛行 取締役 有限会社ゴーフォアブロック 取締役 公益財団法人松山バレエ団 理事 NPO法人日本マンガ教育文化普及協会 理事 東京税理士会 麻布支部 副支部長 株式会社アクティブコア 監査役 有限会社アクロスティック 監査役 有限会社ファンキー末吉 監査役 一般社団法人全国IT推進研究会 理事 株式会社TPC 取締役
永 井 正 孝	監査役	

- (注) 1. 取締役 堀口育代、穂田誉輝、菅間淳、林展宏は、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会において選任され同日付で就任いたしました。
2. 取締役 井端純一、清水菜保子は、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役 田丸正敏、飯島一郎、永井正孝は、社外監査役であります。
4. 監査役 田丸正敏は金融及び不動産業界において、財務、会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 飯島一郎は税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 永井正孝は事業会社において監査経験があり、コンプライアンス等の知見を有するものであります。
7. 当社は監査役 田丸正敏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7 名	45,821千円	
監 査 役	3 名	4,920千円	（うち社外 3名 4,920千円）

- (注) 1. 上記には、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の第10回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30,000千円以内）と決議いたしております。また監査役の報酬限度額は、2007年1月24日開催の臨時株主総会決議において、年額10,000千円以内と決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 田丸正敏

ア. 他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、また、監査役会12回のうち12回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、その他重要な会議にも出席する等、社外出身の立場から常勤監査役として取締役の業務執行を監査しています。

② 監査役 飯島一郎

ア. 他の法人等の業務執行者の兼任状況

株式会社叶光

代表取締役

叶光創研株式会社

代表取締役

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

株式会社夢飛行

取締役

有限会社ゴーフォーブロック

取締役

公益財団法人松山バレエ団

理事

NP0法人日本マンガ教育文化普及協会

理事

東京税理士会 麻布支部

副支部長

株式会社アクティブコア

監査役

有限会社アクロスティック

監査役

有限会社ファンキー末吉

監査役

一般社団法人全国IT推進研究会

理事

株式会社TPC

取締役

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、また、監査役会12回のうち12回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

(注) 監査役 飯島一郎が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

③ 監査役 永井正孝

ア. 他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回、また、監査役会12回のうち10回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

いずれの社外監査役も、当社との間で、法令の定める限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、「ユーザーファースト」の理念を共有する少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けた社外取締役候補者の選定につきましても、「ユーザーファースト」の理念への共感を有する適任者を探しております。

今後とも、適任者の選定に向けた取り組みを進めてまいります。適任者ではない社外取締役を選任したとしても、迅速かつ柔軟な経営判断に支障を生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

なお、当社取締役会は、各業務管掌領域に精通した取締役による相互監督、及び、常勤監査役を含む社外監査役3名による取締役の職務執行の監視が有効に機能しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

誠栄監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,500千円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(注) 1. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」として決議しております。

内部統制基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

ア. 当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます。）に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ. 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

② 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

③ 監査の実施

ア. 代表取締役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査役会に報告する体制とします。

イ. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。

④ その他

ア. 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

イ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ウ. 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「組織運営規程」に基づき意思決定を行うこととします。
- ② 当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。
- ② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 監査役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 当社は、「個人情報保護規程」に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
- ③ 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
- ④ 監査役会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は、子会社に過半数以上の取締役を派遣することにより、取締役会において定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。
 - イ. 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
 - イ. 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
 - ウ. 当社は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、当社代表取締役が中心となって危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。
- イ. 子会社管理について、子会社に当社から役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。
- ウ. 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。
- エ. 当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。
- イ. 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ウ. 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。
- エ. 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとします。なお、監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役に委譲されるものとします。また、その人事については、監査役会の同意を得ることとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役会に定期的に報告を行うほか、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査役会に当該事実を報告するものとします。
- ② 子会社の役員は、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、取締役会を通じて、監査役会に当該事実を報告するものとします。

- ③ 当社は、監査役会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査役会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査役会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- ③ 監査役会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ・「内部通報規程」に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を開始しました。
- ・「内部者取引管理規程」に基づき、全従業員に対して、不適切な内部者取引の防止にかかる研修を実施しました。
- ・全従業員に対して、コンプライアンス研修を実施しました。
- ・「内部監査規程」に基づき、内部統制室により実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(2) リスク管理

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しました。
- ・「内部監査規程」に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(3) 子会社経営管理

- ・子会社が重要事項を決定する場合、当社の取締役会において事前に承認をしています。また、子会社から財務状況及びその他の状況について、子会社から毎月報告を受けています。
- ・「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が非上場子会社に対する内部監査を実施しました。

(4) 監査役会

- ・ 監査役会は、月1回以上開催され、監査役相互の情報交換を行うとともに、使用人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務についての調査を行いました。
- ・ 監査役会は、自ら監査を行うほか、内部統制室と連携を図り、内部統制室の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、またそれに対する指示を行い、監査の実効性の向上を図りました。
- ・ 監査役は、会計監査人との密な連携を図るとともに、四半期ごとに会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,364,820	流 動 負 債	353,047
現金及び預金	1,213,709	買掛金	39,956
売掛金	105,985	未払金	127,354
貯蔵品	160	未払費用	14,653
前払費用	19,685	1年内返済予定の長期借入金	50,004
短期貸付金	3,700	前受金	88,805
その他	25,279	未払法人税等	8,989
貸倒引当金	△3,700	預り金	13,929
固 定 資 産	228,073	その他	9,354
有形固定資産	32,441	固 定 負 債	24,990
建物	18,290	長期借入金	24,990
工具、器具及び備品	11,246	負 債 合 計	378,037
その他	2,903	純 資 産 の 部	
無形固定資産	176,189	株 主 資 本	1,212,537
商標権	1,497	資本金	823,807
ソフトウェア	4,267	資本剰余金	964,723
のれん	170,423	利益剰余金	△575,818
投資その他の資産	19,442	自己株式	△174
差入保証金	19,436	その他の包括利益累計額	202
破産更生債権等	852	為替換算調整勘定	202
長期未収入金	158,522	新株予約権	2,116
貸倒引当金	△159,368	純 資 産 合 計	1,214,856
資 産 合 計	1,592,893	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,592,893

連 結 損 益 計 算 書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,296,728
売上原価		805,633
売上総利益		491,095
販売費及び一般管理費		806,363
営業損失（△）		△315,267
営業外収益		
受取利息	42	
貸倒引当金戻入額	5,163	
その他	482	5,688
営業外費用		
支払利息	1,519	
為替差損	600	
その他	853	2,972
経常損失（△）		△312,552
特別利益		
新株予約権戻入益	6	
事業分離における移転利益	32,653	
その他	431	33,091
特別損失		
固定資産除却損	556	
減損損失	896	
移転損失引当金繰入額	155	
保証金償却	1,173	2,782
税金等調整前当期純損失（△）		△282,243
法人税、住民税及び事業税		4,666
当期純損失（△）		△286,910
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△286,910

連結株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	813,860	802,837	△288,908	—	1,327,789
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,946	9,936			19,883
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△286,910		△286,910
自 己 株 式 の 取 得				△174	△174
株式交換による増加		151,949			151,949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	9,946	161,886	△286,910	△174	△115,251
当 期 末 残 高	823,807	964,723	△575,818	△174	1,212,537

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当 期 首 残 高	—	—	2,187	1,329,976
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				19,883
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△286,910
自 己 株 式 の 取 得				△174
株式交換による増加				151,949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	202	202	△71	131
当 期 変 動 額 合 計	202	202	△71	△115,119
当 期 末 残 高	202	202	2,116	1,214,856

貸 借 対 照 表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,246,804	流 動 負 債	163,960
現 金 及 び 預 金	998,259	買 掛 金	11,316
売 掛 金	96,127	未 払 金	58,549
貯 蔵 品	34	未 払 費 用	11,216
前 払 費 用	9,211	未 払 法 人 税 等	8,679
短 期 貸 付 金	210,000	前 受 金	17,157
そ の 他	22,008	1年内返済予定の長期借入金	50,004
貸 倒 引 当 金	△88,836	預 り 金	6,391
固 定 資 産	192,393	そ の 他	645
有 形 固 定 資 産	17,949	固 定 負 債	24,990
建 物	7,897	長 期 借 入 金	24,990
工具、器具及び備品	10,051	負 債 合 計	188,950
無 形 固 定 資 産	2,926	純 資 産 の 部	
商 標 権	1,497	株 主 資 本	1,248,130
ソ フ ト ウ ェ ア	1,428	資 本 金	823,807
投資その他の資産	171,517	資 本 剰 余 金	964,723
関 係 会 社 株 式	154,134	資 本 準 備 金	964,723
破 産 更 生 債 権 等	852	利 益 剰 余 金	△540,225
差 入 保 証 金	17,376	そ の 他 利 益 剰 余 金	△540,225
貸 倒 引 当 金	△846	繰 越 利 益 剰 余 金	△540,225
		自 己 株 式	△174
		新 株 予 約 権	2,116
		純 資 産 合 計	1,250,247
資 産 合 計	1,439,198	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,439,198

損 益 計 算 書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		638,048
売上原価		331,038
売上総利益		307,010
販売費及び一般管理費		568,571
営業損失(△)		△261,561
営業外収益		
受取利息	14,825	
業務受託収入	1,440	
その他	344	16,610
営業外費用		
支払利息	1,571	
その他	853	2,424
経常損失(△)		△247,375
特別利益		
新株予約権戻入益	6	
事業分離における移転利益	32,653	
その他	408	33,068
特別損失		
減損損失	896	
貸倒引当金繰入額	19,879	
移転損失引当金繰入額	155	
保証金償却	1,173	
その他	556	22,662
税引前当期純損失(△)		△236,970
法人税、住民税及び事業税	5,698	5,698
当期純損失(△)		△242,668

株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
				繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	813,860	802,837	802,837	△297,557	△297,557	—	1,319,140	2,187	1,321,327
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	9,946	9,936	9,936				19,883		19,883
当 期 純 損 失				△242,668	△242,668		△242,668		△242,668
自己株式の取得						△174	△174		△174
株式交換による増加		151,949	151,949				151,949		151,949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△71	△71
当期変動額合計	9,946	161,886	161,886	△242,668	△242,668	△174	△71,009	△71	△71,080
当 期 末 残 高	823,807	964,723	964,723	△540,225	△540,225	△174	1,248,130	2,116	1,250,247

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

主要な連結子会社の名称

株式会社スペースマゼラン

株式会社Seven Signatures International

Seven Signatures International, a Hawaii Corporation

Seven Signatures Property Management LLC.

2017年5月1日付で株式会社Seven Signatures Internationalの全株式を取得したことにより、当連結会計年度より同社及びその子会社を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産

定額法

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及ぶ期間（10年）にわたって、定額法により償却しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑦ 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

50,760千円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価には、たな卸資産評価損10,624千円が含まれております。

(2) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	金額（千円）
愛知県名古屋市	支社設備	建物附属設備等	625
福岡県福岡市	支社設備	建物附属設備	271

② 減損損失の認識に至った経緯

名古屋支社の閉鎖及び福岡支社の移転を行ったことに伴い、支社の備品について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の内訳

種類	金額（千円）
建物附属設備	509
工具、器具及び備品	46
敷金	341
合計	896

④ 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、使用価値を零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,319,100	63,480	—	2,382,580
合 計	2,319,100	63,480	—	2,382,580
自己株式				
普通株式	—	45	—	45
合 計	—	45	—	45

(注) 1. 普通株式の増加63,480株は、株式交換に伴う新株式発行(48,780株)及び新株予約権の権利行使による新株式発行(14,700株)によるものであります。

2. 自己株式における普通株式の増加45株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び株数

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第4回新株予約権	普通株式	12,900株
第5回新株予約権	普通株式	18,700株
第6回新株予約権	普通株式	25,200株
合 計		56,800株

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、投資活動に伴う資金が必要な場合は、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び金銭債権である長期未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先に係る長期未収入金は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金、運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、資金

調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。金銭債権については、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する等の方法により管理しております。

(ii) 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照）

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1, 213, 709	1, 213, 709	—
② 売掛金	105, 985	105, 985	—
資産計	1, 319, 694	1, 319, 694	—
③ 未払金	127, 354	127, 354	—
④ 長期借入金	74, 994	74, 929	△64
負債計	202, 348	202, 283	△64

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

③ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
長期未収入金(※1)	158,522
貸倒引当金(※2)	△158,522
	—

(※1)長期未収入金については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローの見積りが困難であります。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2)長期未収入金の全額について貸倒引当金を計上しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| (1)1株当たり純資産額 | 509円01銭 |
| (2)1株当たり当期純損失 | △121円42銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産

定額法

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,132千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）	
関係会社に対する金銭債権	217,862千円
関係会社に対する金銭債務	603千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	14,487千円
営業取引以外の取引	16,252千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首 の株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	—	45	—	45
合計	—	45	—	45

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	27,674千円
関係会社株式評価損	30,620千円
保証金償却	1,050千円
未払費用	268千円
ソフトウェア	1,333千円
税務上の繰越欠損金	189,375千円
その他	2,198千円
繰延税金資産小計	252,520千円
評価性引当額	△252,520千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
株式会社 スペース マゼラン	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の貸付	—	短期貸付金	160,000
			利息の受取	14,521	—	—
			管理業務受託 (注) 2	420	その他流動資産	113
株式会社Seven Signatures International	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の貸付	50,000	短期貸付金	50,000
			利息の受取	290	その他流動資産	290
			管理業務受託 (注) 2	1,020	その他流動資産	550

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうちその他流動資産には消費税等が含まれております。

2. 管理業務の受託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

(2) 個人

氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
井端純一	なし	前当社代表 取締役社長	ストック・ オプション の権利行使 (注)	11,962	—	—

(注) 2012年10月4日開催の臨時株主総会決議及び2012年10月16日開催の取締役会決議により発行した会社法に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

523円87銭

1株当たり当期純損失

△102円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月19日

株式会社 オウチーノ
取締役会 御中

誠栄監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 村 和 己	⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 本 晃 一	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オウチーノの2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウチーノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月19日

株式会社 オウチーノ
取締役会 御中

誠栄監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 村 和 己 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 本 晃 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オウチーノの2017年1月1日から2017年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月21日

株式会社 オウチーノ 監査役会

常勤社外監査役 田 丸 正 敏 ㊞

社 外 監 査 役 飯 島 一 郎 ㊞

社 外 監 査 役 永 井 正 孝 ㊞

以 上